

## 関係者各位

栃木県が施行しております大田原都市計画道路事業3・3・3号野崎こ線橋通り及び3・3・2号大田原野崎線につきましては、令和2年1月10日付けの関東地方整備局告示第2号により、都市計画法第62条第1項の規定に基づく事業認可の告示がなされました。

本事業のような都市計画事業では、告示の日から1年を経過するごとに土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。したがって本事業においては、令和2年1月10日から土地収用法が定める種々の規定が働くことになっております。

このため、関係する皆様の御協力をいただきながら、必要な土地を取得してまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

### 1 用地取得について

栃木県は、事業予定地内の土地所有者や借地権をお持ちの方、建物所有者や借家人の方などと、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、栃木県は土地の権利に関する補償金、建物等の移転に必要な補償金をお支払いします。

### 2 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地内の土地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請の請求、補償金の支払請求及び明渡裁決の申立てを行うことができます。

### 3 土地価格の固定について

事業地内の土地については、事業の認定の告示の日をもって土地価格が固定されます。なお、本事業においては、告示日以降、1年を経過するごとに事業の認定の告示が新たになされたものとみなされることから、事業地の取得価格を1年ごとに評価し直します。

### 4 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載しておりますので、必要な方は栃木県大田原土木事務所用地部にお越しく下さい。

5 これらのことにつきまして、わかりにくい点などございましたら、〒324-8765 大田原市本町2丁目2828-4 所在の栃木県大田原土木事務所用地部（電話0287-23-6541）に照会ください。

栃木県